

日本の担保法制において120年ぶりの大改革となる企業価値担保権制度が2026年5月の施行を控え、金融業界と企業の双方で準備が本格化している。[\(jri +3\)](#)この制度は事業価値全体を担保とする画期的なアプローチにより、不動産担保・経営者保証依存からの脱却を図り、特にスタートアップや中小企業の資金調達環境を劇的に改善する可能性を持つ。[\(Irokawa\)](#) [\(Sogyotecho\)](#)しかし、認知度の低さ、評価手法の複雑性、実務経験の不足など、普及に向けた課題も山積している。

[PR TIMES](#)

制度の概要と革新的特徴

企業価値担保権制度は、2024年6月に成立した「事業性融資の推進等に関する法律」により創設された。[** \(jri +4\)](#)2026年5月25日の施行に向けて、**有形資産（土地、建物、設備）に加えて無形資産（事業ノウハウ、知的財産、顧客基盤、ブランド価値）を含む総財産****を一体として担保設定する包括的制度として設計されている。[\(jri +3\)](#)

制度の最大の特徴は、**企業価値担保権信託会社への担保権者限定**である。債務者（委託者）、信託会社（担保権者・受託者）、金融機関（受益者）の三者構造により、担保権の濫用防止と中立性を確保する独自の仕組みを採用している。[\(jri\)](#) [\(Frontier-eyes\)](#)この信託スキームの必須化は、世界的にも稀有な制度設計として注目されている。

従来の根抵当権が特定不動産を対象とする個別担保であったのに対し、企業価値担保権は****「人」「契約関係」「のれん」も含めた包括的財産概念****を採用し、将来キャッシュフローを含む事業価値全体を評価対象とする。[\(Irokawa\)](#) [\(Frontier-eyes\)](#)これにより、有形資産に乏しいスタートアップ企業でも、事業の将来性や成長性を基にした資金調達が可能となる。[\(jri\)](#) [\(Sogyotecho\)](#)

銀行業界の対応状況と課題

全国銀行協会が主導する業界一体の準備体制が構築され、**2025年3月には詳細な活用報告書**が公表された。[\(House of Representatives, Japa...\)](#)メガバンクが先行してシステム開発と人材育成を進める一方、地域金融機関では準備に温度差が見られる状況である。

三井住友銀行は全銀協会長行として業界をリードし、専門部隊による営業店サポート体制を整備済み。[** \(House of Representatives, Japan\)](#)**三菱UFJ銀行****では企業価値評価のための財務モデル構築を検討中で、約750人がデジタル中核人材育成プログラムを受講している。**みずほ銀行**は過去のシステム障害の教訓を踏まえ、システム基盤の安定性確保を重視した慎重なアプローチを採用している。

システム整備面では、**信託システムの構築、登記システム連携、担保価値評価システム、期中管理システム**の開発が主要な技術課題となっている。メガバンクは2024-2026年度の3年間で**総額数百億円規模のシステム投資**を計画している。

実務運用では、従来の財務指標中心の審査から**将来キャッシュフロー、無形資産、事業計画の実現可能性**を重視する評価手法への転換が求められる。DCF法による企業価値算定、事業環境分析、戦略投資効果の定量化を含む包括的審査の導入が急務である。

認知度の現状と普及への道筋

企業側の制度認知度は****2024年9月の28.2%から2025年4月の35.1%へと上昇したものの、依然として過半数の企業が制度を知らない状況が続いている。**「[\(Teikoku Databank\)](#)制度の内容を含めてよく知っている」企業は**わずか1.2%にとどまり、特に従業員5人以下の小規模企業では未認知率が61.1%****に達している。[\(Teikoku Databank\)](#)

活用意向については、**28.6%の企業が活用意向を示している**（「活用したいと思う」3.7%、「今後検討したい」24.9%）。[\(Teikoku Databank\)](#)活用理由として「自社の事業性に着目した評価に基づき融

資を受けたいため」(66.4%)が最も多く、「金融機関とより緊密な関係性を構築したいため」(34.4%)、「経営者保証を解除したいため」(26.6%)が続く。[Teikoku Databank](#)

一方で、「分からない」と回答した企業が44.8%に上り、制度の詳細情報不足と実務事例の不在が普及の大きな阻害要因となっている。「[Teikoku Databank](#)詳しい制度内容などをまとめた資料があれば見たい」(長崎県飲食店)、「どのようなメリット、デメリットがあるのか判断できない」といった声が多く聞かれる。[Ms-ins](#)

実務上の論点と評価手法

担保評価において最も重要な転換点は、**従来の資産担保からM&A評価手法への移行**である。DCF法(割引キャッシュフロー法)、マルチプル法による相対評価、修正簿価純資産法での下限設定を組み合わせ、**継続企業前提での価値算定**が基本となる。[Frontier-eyes](#)

金融庁は2025年4月に「企業価値担保権付き融資の評価や引当の方法等に係る基本的な考え方について」を公表し、**条件付きで一般担保として取り扱い可能**との見解を示した。

[Financial Services Agency](#)ただし、客観的な処分可能性の確保、厳格な事業計画の検証、評価者の主観に左右されない客観的評価が前提条件となる。

リスク管理では、**事業価値の常時変動性**への対応が最大の課題である。「人」「契約関係」「暖簾」を含む包括的財産の評価困難性、情報非対称性の解消、継続企業前提の脆弱性などに対し、**動的な価値モニタリング**の導入と**静的保全手段から継続企業前提保全メカニズムへの転換**が求められる。[Frontier-eyes](#)

他の担保制度との使い分けでは、不動産担保(有形資産中心)と企業価値担保(無形資産も含む総財産)、経営者保証(個人依存)と企業価値担保(事業実態・将来性重視)、信用保証協会保証(公的支援)と企業価値担保(民間金融機関主導)という明確な棲み分けが想定されている。

国際比較と日本独自の制度設計

国際的には、米国UCC第9条の包括担保制度や英国フローティングチャージ制度が先行事例として参考にされた。しかし、日本制度は**信託構造を活用した独自の制度設計**により、既存の法制度・事業慣行との適合性を重視している点で大きく異なる。[University of Pennsylvania Care...](#)

米国UCC第9条から機能的アプローチによる統一的規制、包括担保の概念、登録による対抗制度、優先権ルールの体系化を採用する[Wolters Kluwer](#) [LP](#)一方、英国制度からは浮動担保の事業継続性重視、危機時の迅速な権利実行の概念を参考にした。[University of Pennsylvania Care...](#)しかし、Administrative receivership制度は導入せず、**信託法理を活用した日本独自の設計**を選択している。[Frontier-eyes](#) [Nagashima Ohno & Tsunematsu](#)

UNCITRAL担保権モデル法の統一的アプローチ、機能的アプローチ、包括的アプローチの基本原則を採用しつつ、**段階的实施による制度の社会適応**を重視した設計は、他の法域での担保法制改革においても参考となる貴重な事例として国際的に注目されている。[University of Pennsylvania Care...](#)

[United Nations Commission o...](#)

今後の展望と残された課題

短期的には(2026-2028年)、**大手金融機関から段階的導入**が開始され、**レイターステージスタートアップ**や**年商数億円規模の中堅企業**が当初の主要対象となる見通しである。[Tsr-net](#)金融機関の目利き力向上、評価ノウハウの蓄積、成功事例の創出・共有が制度定着の鍵を握る。[Tsr-net](#)
[Frontier-eyes](#)

中長期的には(2029年以降)、**アールステージスタートアップへの適用拡大**、**中小企業への裾野拡大**、**事業承継・M&A市場での活用増加**が期待される。これにより、事業性評価の本格的定着、経営者保証への依存度低下、金融機関と企業の関係性深化という構造的変化が生じる可能性がある。

しかし、普及に向けた課題も多い。複雑な取引形態（信託スキーム必須）、高い管理コスト、評価の主観性・不確実性という制度面の課題に加え、金融機関の評価能力不足、企業側の情報開示負担、成功事例の不足といった市場環境の制約が存在する。 (jri) Japan Research Institute

結論：制度成功に向けた提言

企業価値担保権制度は、日本の担保法制に革命的变化をもたらす可能性を持つ重要な法制度改革である。 (Securedtransactionslawreform...) 従来の有形資産中心の担保から事業価値全体を対象とする包括的担保への転換により、特にスタートアップや中小企業の資金調達環境が大幅に改善されることが強く期待される。 (Sogyotecho)

制度普及の成功には、**官民連携による継続的な取り組み**が不可欠である。短期的には情報発信の強化、金融機関の能力向上支援、成功事例の創出が急務。中長期的には制度の段階的拡充、手続きの簡素化、エコシステムの構築が重要となる。 (jri) Japan Research Institute

金融庁、法務省等の政府機関による継続的な制度運用支援と、金融業界による積極的な活用推進、そして企業の制度理解促進により、企業価値担保権が真に事業性融資を促進し、日本経済の成長に寄与する制度として定着することが期待される。 ** (Nishimura +2) 2026年5月の施行まで残り1年余り**という限られた時間の中で、関係者一体となった取り組みの加速が求められている。